

第7期町田市介護保険事業計画（素案）のパブリックコメントの実施について

1 目的

第7期町田市介護保険事業計画（2018年度～2020年度）素案について、市民等の意見及び情報を提出する機会を確保し、計画策定を推進することを目的とします。

2 実施期間

2017年10月2日から10月31日の30日間

※広報まちだ…9月15日号に予告記事、10月1日号に概要記事を掲載

3 公表する資料

2017年8月18日の「第5回町田市高齢社会総合計画審議会」における中間答申を基に作成する資料を、公表いたします。

4 資料閲覧および配布場所

いきいき総務課（市庁舎7階）、高齢者福祉課（市庁舎1階）、市政情報課（市庁舎1階）、広聴課（市庁舎1階）、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、各コミュニティセンター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、各高齢者支援センター、ホームページ

5 市民説明会

2017年10月7日（土）10時半から12時まで、市庁舎内にて開催いたします。

みなさまのご意見をお寄せください

第 7 期町田市介護保険事業計画（素案） （2018 年度～2020 年度）の 基本的な考え方



町田市では、介護保険法に基づき「第7期町田市介護保険事業計画」の策定を進めています。

「第7期町田市介護保険事業計画」をより良い計画とするために、パブリックコメントを実施いたします。

この冊子は、計画について皆さまに理解を深めていただくために作成したものです。この冊子や、計画素案をご覧いただき、ご意見をお寄せ下さい。

いただきましたご意見は、計画策定や高齢者関連の施策に生かしてまいります。

2017年10月
町 田 市



1 計画の策定にあたって

第7期町田市介護保険事業計画（以下、「本計画」という）の背景や目的など、基本的な内容について説明します。

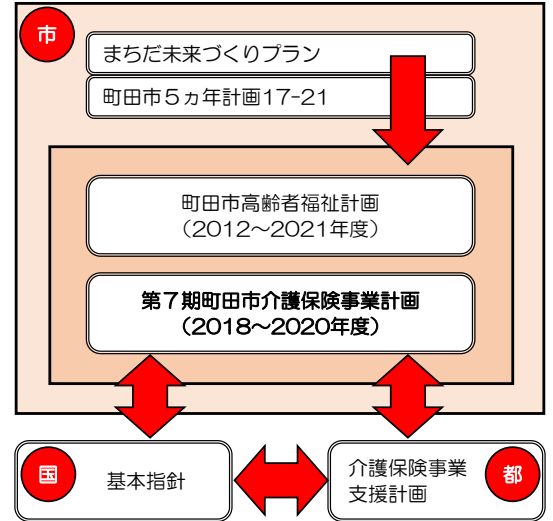
計画の策定にあたって

介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき3年を1期として策定することとされています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、市の介護保険事業の円滑な実施のために策定する計画です。

介護保険事業計画では、3年間で必要とされる介護保険サービスの見込量を基に介護保険サービスの提供にかかる費用を試算し、それを基に介護保険料を算定します。

町田市において、本計画は「町田市高齢者福祉計画」とともに、「まちだ未来づくりプラン」「町田市5ヵ年計画17-21」の分野別計画として位置づけられています。



計画の理念

本計画は、町田市高齢者福祉計画と共通の理念に沿って、計画策定します。

基本理念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

第7期に向けた介護保険制度の主な改正内容

地域包括ケアシステムの 深化・推進

- ・ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ・ 医療・介護の連携の推進等
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

介護保険制度の 持続可能性の確保

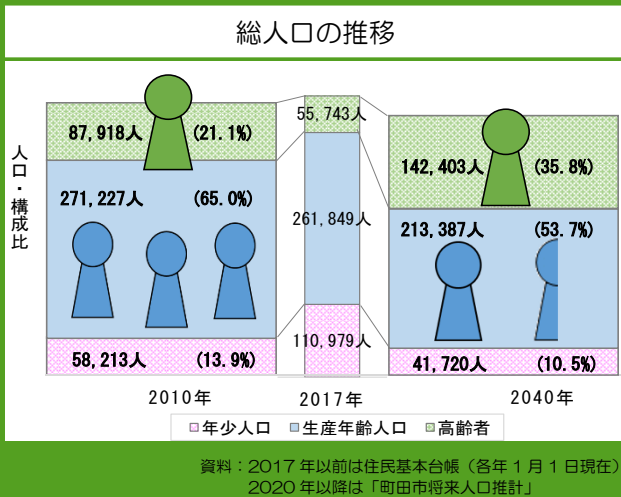
- ・ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
⇒ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に
- ・ 介護納付金における総報酬割の導入

2 町田市の高齢者の現状と課題

介護保険制度の主な改正内容を踏まえ、町田市の高齢者を取りまく現状や計画策定にあたり行った各種調査、第6期町田市介護保険事業計画の進捗状況、日常生活圏域別の分析に基づき、本計画（第7期）に反映すべき課題を抽出しました。

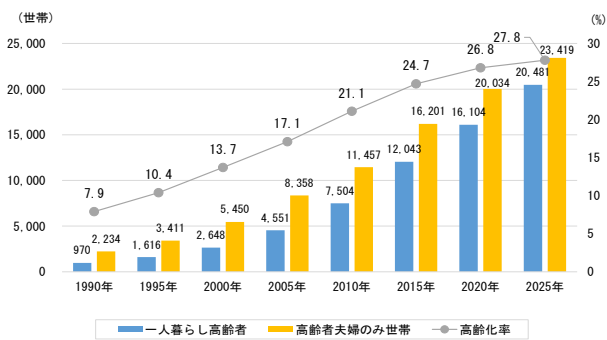
町田市の高齢化の状況

2040年には、高齢者1人を1.5人で支える
“肩車型社会”に



ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦のみ世帯は
2000年から2倍以上の増加となっています

ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦のみ世帯の推移と高齢化率



現状と課題

第7期に反映すべき主な課題

地域ネットワーク

高齢者支援センターの機能の強化と共に、高齢者支援センターの事業評価の継続的な実施が必要です。

介護予防

効果的な介護予防ケアマネジメントと、自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化防止が必要です。

認知症施策

認知症の人とその家族の社会参加促進や、地域の認知症への理解促進、周知を進めることが求められています。

医療・介護連携

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会を中心に、在宅医療・介護に関わる様々な課題を抽出、把握し、在宅医療介護連携相談窓口「医療と介護の連携センター」等を活用した仕組みづくりの検討を進める必要があります。

家族支援

介護が必要になっても在宅での生活を希望する人が多い一方、家族への負担を不安視する高齢者も多いため、在宅生活の継続支援や家族の身体的、精神的負担の軽減に繋げる取組が必要です。

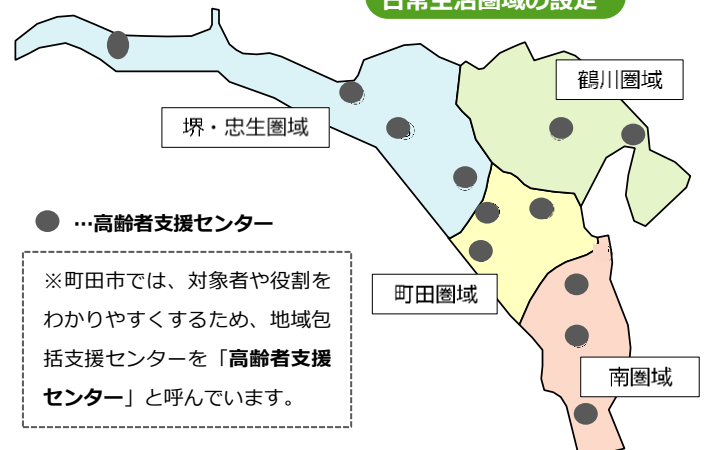
介護保険サービスの品質向上・適正化

介護従事者のスキルアップとともに、多様な担い手の確保・育成を推進していくことが求められています。

介護保険サービスの基盤整備

施設整備については、整備率や、地域ごとの高齢者人口、特別養護老人ホーム待機者の入所状況、介護保険料への影響等を考慮し、地域の特性に合わせて推進することが重要となります。

日常生活圏域の設定



3 施策の展開

本計画（第7期）の体系

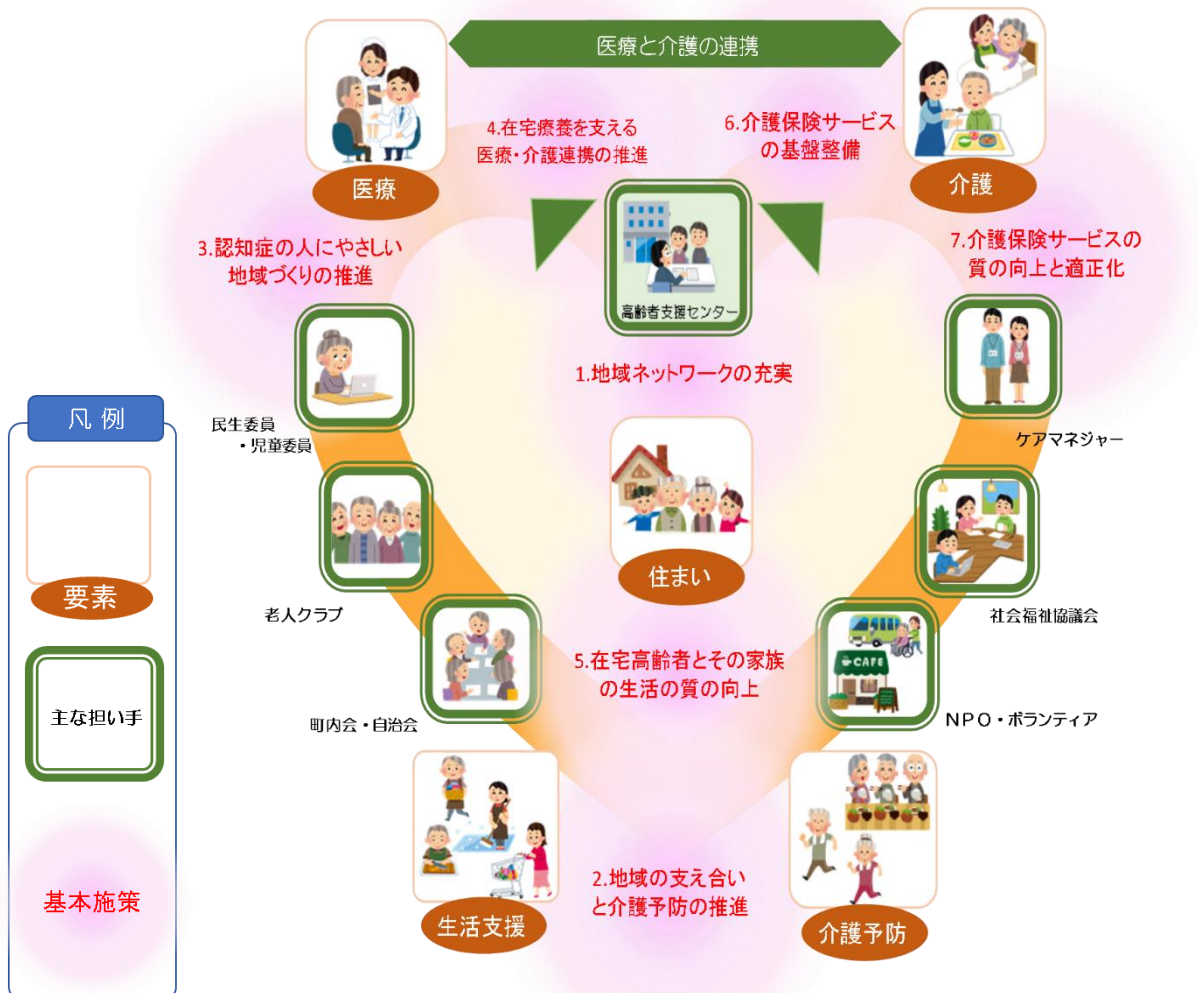
基本理念 高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち	基本目標1 地域の支え合いでいきいきと暮らしている	基本施策1 地域ネットワークの充実
	基本目標2 支援が必要になっても住み慣れた地域で生活できている	基本施策2 地域の支え合いと介護予防の推進
	基本目標3 よりよい介護保険サービスを適切に利用できている	基本施策3 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
		基本施策4 在宅療養を支える医療・介護連携の推進
	基本施策5 在宅高齢者とその家族の生活の質の向上	
	基本施策6 介護保険サービスの基盤整備	
	基本施策7 介護保険サービスの質の向上と適正化	

この計画のめざす姿 —町田市版地域包括ケアシステムの深化・推進—

町田市は、本計画の各基本施策を実施することで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、「町田市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

また、高齢者の生活を支えるには、介護保険のサービスだけでは必ずしも十分ではないため、自助・互助といった地域の支え合いが促進される環境づくりを進めていきます。

施策の展開



基本目標1 地域の支え合いでいきいきと暮らしている

基本施策1 地域ネットワークの充実

- 高齢者支援センターが高齢者の総合相談機能や地域のネットワーク構築機能などが十分に発揮できるよう、高齢者支援センターの事業評価を充実させます。
- 地域ネットワークづくりを一層強化し地域課題を解決していくため、高齢者支援センターが実施する地域ケア会議の意義と役割を明確にし、より一層効果的に進めます。
- 地域の中で高齢者を見守るためのネットワークを拡充します。

取組の柱	主な取組
(1) 高齢者支援センターの機能の充実 重点	高齢者支援センターの事業評価の充実 継続→ 地域包括ケアの実現に向けて、より効果的・効率的な運営ができるよう高齢者支援センターの事業評価を実施します。高齢者支援センターに求められる役割の変化や、各高齢者支援センターが担当する地域の実情に応じた独自の取り組みに対して適正に評価が行えるよう、必要に応じて評価項目や手法の見直しを行います。
(2) 地域ネットワークづくりの強化	
(3) 緊急時等の地域連携機能の強化	

基本施策2 地域の支え合いと介護予防の推進

- 住民やNPO、介護事業者等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで個々の利用者に適したサービスを提供します。
- 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化防止を図ります。
- 介護予防の普及啓発に取り組み、介護予防や健康づくりに取り組める場を、地域の身近な場所に創出します。

取組の柱	主な取組
(1) 介護予防・生活支援サービスの創出 重点	町田を元気にするトレーニング（「町トレ」） 新規 拡充↑ お元気な方から体力に自信がない方まで参加できる、町田市オリジナルの筋力トレーニングである「町トレ」を実施するグループづくりを支援します。「町トレ」を週に1回、近所の人を誘いあい、一緒に行くことで、ご本人の健康だけでなく、地域全体のつながりをつくることを目指します。
(2) 自立支援・重度化防止に向けた取組	
(3) 地域における介護予防の場づくり	

施策の展開

町田市版地域包括ケアシステムと地域マネジメント

「地域包括ケアシステム」とは、在宅での生活に必要な5つの要素である「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」に関するサービスを必要に応じて利用することで、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることを目指す考え方です。

「町田市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けては、PDCAサイクルに基づく段階的・継続的なスパイラルアップを目指す「地域マネジメント」の確立が必要です。町田市では、地域の課題等を市の様々な専門分野の会議体において審議し、市の政策に反映していく重層的な仕組みとして、「地域マネジメント」推進体制を確立します。

基本目標 2 支援が必要になっても住み慣れた地域で生活できている

基本施策 3 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

- 認知症初期集中支援チームについては、あらゆる認知症状への対応が必要とされていることから、より効果的にチームを機能させるような取組を進めていきます。
- 認知症の人同士が繋がることや、集まって意見交換したりするための場づくりを通じて、認知症の人の社会参加や生きがいづくりを支援していくため、効果的な展開方法を確立し、普及・定着を推進していきます。

取組の柱	主な取組
(1) 認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進 重点	認知症の人やその家族の居場所づくり 新規 拡充↑ (ア) 居場所づくりの啓発 まちづくりワークショップを定期的開催し、認知症の人やその家族の視点を重視した認知症の人にやさしい地域のイメージの形成、認知拡大、理解促進を図ります。 (イ) 居場所づくりの普及 認知症診断直後で介護サービスが必ずしも必要ではない認知症の人にやさしい地域の基盤づくりを目指します。
(2) 認知症早期対応・受診の支援の充実	

基本施策 4 在宅療養を支える医療・介護連携の推進

- 医療と介護サービスが高齢者の状態に応じて切れ目なく一体的に提供されるように、市内の医療機関や介護事業者など、多くの団体が「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」に参画し、医療・介護連携の様々な課題について解決を図ります。
- 在宅療養についての知識をより一層深められるように、市民への周知・啓発を図ります。

取組の柱	主な取組
(1) 医療・介護連携の推進 重点	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクトの推進 拡充↑ 医療と介護の専門職団体などが参画する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を開催し、在宅医療の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図ります。

基本施策 5 在宅高齢者とその家族の生活の質の向上

- 家族介護者が介護方法や各種制度などについて学ぶための家族介護者教室や、介護者同士が情報交換を行う交流会を継続して実施します。
- 在宅生活の継続を支援するために、適切な住宅改修事業を実施します。
- 在宅高齢者とその家族への支援は、本計画における全ての施策を進める上で必要な視点です。その視点を踏まえ、高齢者の在宅生活の継続と、その家族の身体的・精神的負担の軽減や、介護離職防止に繋がるよう、多角的に取組を推進します。

取組の柱	主な取組
(1) 在宅高齢者とその家族への支援の推進	家族介護者教室・家族介護者交流会の開催 継続→ 家族介護者等が、介護方法や各種制度について学ぶ家族介護者教室を高齢者支援センターごとに開催します。
(2) 在宅継続に向けた居住環境改善の支援	また、家族介護者同士が情報交換を通してお互いに抱える不安を解消するための家族介護者交流会を高齢者支援センターごとに開催します。

基本目標 3 よりよい介護保険サービスを適切に利用できている

基本施策 6 介護保険サービスの基盤整備

- 引き続き、身近できめ細かいサービスを受けられる体制を構築するために、日常生活圏域の状況に応じた適正な地域密着型サービスの整備と普及を推進します。
- 在宅医療・介護連携の推進や、在宅復帰支援に資するサービスの整備を強化します。
- 特別養護老人ホームは、サービス量と待機者の意向や実態等の現状を勘案し、今後の整備のあり方を検討します。

取組の柱	主な取組
(1) 地域密着型サービスの整備促進 重点	地域密着型サービスの整備 拡充↑ 身近できめ細かいサービス提供体制を構築するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等を整備し、在宅での医療・介護や認知症の方への支援の充実を図ります。
(2) 多様な住まいや施設の確保	

基本施策 7 介護保険サービスの質の向上と適正化

- 利用者が適正な介護保険サービスを安心して利用し続けることができるよう、引き続き、介護保険サービスの品質向上と介護給付の適正化に係る取組を多角的に推進します。
- 介護人材の育成、確保、定着について、新たな方策を検討し取組を強化します。

取組の柱	主な取組
(1) 介護人材の育成、確保、定着 重点	介護人材開発事業の強化 拡充↑ 地域包括ケアシステムの深化・推進に資する人材の育成、確保、定着の強化のために、町田市介護人材開発センターの新たな事業展開を支援し、事業の拡充を促進します。
(2) 介護保険サービスの品質向上（事業所支援）	
(3) 適切な介護保険サービスの利用	

4 総事業費の見込みと保険料

介護保険料の算定について

3年間で必要とされる介護保険サービス見込み量等を基に試算した総事業費の23%が、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担額です。その負担額を3年間の第1号被保険者の延べ人数で割った金額が介護保険料月額基準額となります。今後、高齢者の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加や、介護保険施設等の整備等により総事業費は年々増加していきます。総事業費の増加や第1号被保険者の負担率が22%から23%に変更になったこと等により、第7期の介護保険料は増額となる傾向にあります。なお、今後の最終推計により介護保険料月額基準額は変動します。

総事業費の動向

総事業費は下記の主な要因により、グラフのとおり毎年増加しています。

総事業費の主な増減要因

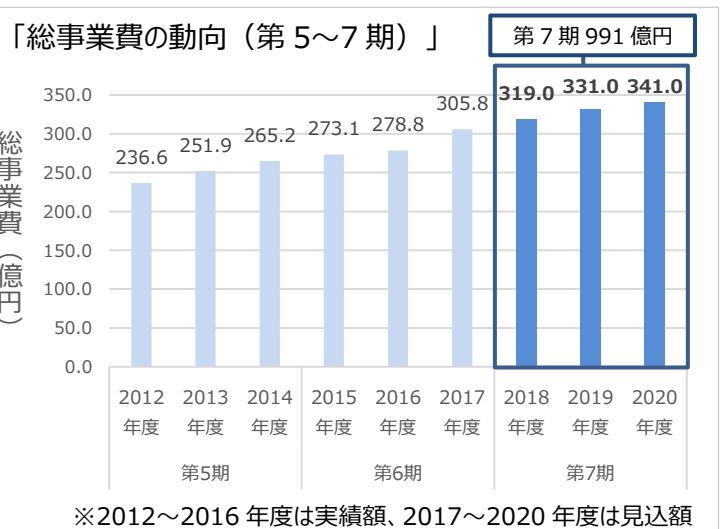
高齢者、要支援・要介護認定者の増加

高齢者、特に75歳以上の方の増加に伴い、要支援・要介護認定者は年々増加する傾向にあります。

介護保険施設等の整備

第5期、第6期ともに特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなどの施設等を整備しました。

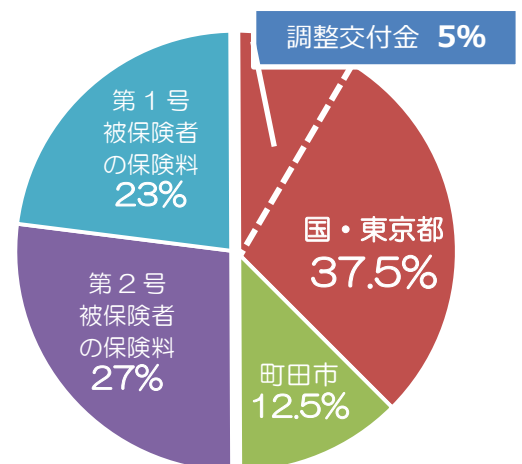
※上記の要因に加え、介護報酬改定や制度改正により、総事業費は増減します。



介護保険給付にかかる費用の財源構成

介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・東京都・町田市）で負担し、残る半分を介護保険料で負担します。

「保険給付費の財源構成」



財源構成の主な変更点

第1号被保険者の負担率は、2018年度から現行の22%から23%に変更となります（第2号被保険者（40～64歳の方）の負担率は28%から27%に変更）。

調整交付金について

調整交付金は、高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が決まります。交付割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担します。

介護保険サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ

① 第1号被保険者数の推計

2017年度：111,623人 ⇒ 2020年度：116,705人

5,082人 増加
(増加率:4.6%)

② 要支援・要介護認定者数を推計

2017年度：20,221人 ⇒ 2020年度：22,545人

2,324人 増加
(増加率:11.5%)

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計

第6期：約858億円（3年間）⇒第7期：約991億円（3年間）

約133億円 増加
(増加率:15.5%)

■ 総事業費の主な増加要因（第6期 ⇒ 第7期）

(1) 介護保険サービス利用量の増加

要支援・要介護認定者の増加に伴い、利用者が増加し利用量が増加する見込みです。

(2) 施設整備による介護施設・事業所の増加

特別養護老人ホームやグループホーム等の利用者数が増加する見込みです。

在宅介護を支える地域密着型サービスの利用者数が増加する見込みです。

(3) 介護報酬単価の変更（3級地：15% ⇒ 2級地：16%）

介護職員の処遇改善・人材確保を目的として、報酬単価を上げることにより総事業費が増加する見込みです。

(4) 介護報酬改定（2017年4月：約1.14%増）

介護職員の処遇改善を目的として、2017年4月に報酬の増改定により総事業費が増加する見込みです。

④ 介護保険料月額基準額を算出

介護保険料
月額基準額

$$= \frac{\text{3年間の総事業費} \times \text{第1号被保険者負担分(\%)}}{\text{介護保険料収納率(\%)}} \div \frac{\text{3年間の第1号被保険者延べ人数}}{\text{12か月}}$$

● 第7期（2018～2020年度）の

介護保険料月額基準額は **約5,900円** と見込まれます。

（第6期の介護保険料月額基準額は 5,390円）

※今後、2018年4月に実施される介護報酬改定、介護保険制度改革（利用者負担3割の導入や財政調整交付金算定方法など）が予定されております。また、2025年に向けて、慢性期医療患者の医療保険から介護保険への転換を段階的に進めていくことに伴い、介護保険への転換分を介護保険料の増加要因と見込んでいます。

上記の要因を踏まえ、2017年度上半期の高齢者人口、認定者数、給付費実績を加味した上で最終推計をすることから、介護保険料月額基準額も変動します。

2017年10月2日(月) ~ 2017年10月31日(火) 必着

問い合わせ先

町田市いきいき生活部いきいき総務課(企画総務係) 042-724-2916

ご意見の提出方法

① 下記窓口への提出

開庁時間: **市庁舎** 平日の午前8時30分から午後5時まで

※各センター、各市民センター、各コミュニティセンター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、各高齢者支援センターの開庁(館)時間については、各施設または町田市役所(代表:042-722-3111)にご確認ください。

- いきいき総務課(市庁舎7階) • 高齢者福祉課(市庁舎1階)
- 市政情報課(市庁舎1階) • 広聴課(市庁舎1階)
- 男女平等推進センター(市民フォーラム3階) • 生涯学習センター
- 各市民センター • 木曽山崎コミュニティセンター • 玉川学園コミュニティセンター
- 町田駅前連絡所 • 鶴川駅前連絡所 • 南町田駅前連絡所
- 各市立図書館(堺図書館を除く) • 町田市民文学館
- 各高齢者支援センター

② 郵送 添付されている専用封筒(料金受取人払封筒)を利用するか、いきいき総務課(〒194-8520 町田市森野2-2-22)へご郵送ください。

③ メール mcity3120@city.machida.tokyo.jp

④ FAX 050-3101-4315

ご意見の提出に関する注意事項

- 「ご意見記入用紙」にご記入のうえ提出してください。なお、指定用紙によらない場合は、氏名、住所、電話番号、案件名『第7期町田市介護保険事業計画(素案)』を必ずご記入ください。
- 電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 氏名(又は団体名)、住所、電話番号は必ずご記入ください。
- ご意見等は出来るだけ詳しく、理由を添えて記述してください。
- ご意見への個別の回答は行いません。寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で2018年1月中旬に公表予定です。(公表する際は個人情報を除きます。)
- ご意見を提出された方の個人情報は、町田市個人情報保護条例に従って、適切に取り扱います。

募集締め切り 2017年10月31日(火)

(裏 面)

【ご意見記入欄】

キ
コ
ノ
線